

## 都筑土木事務所発注の歩道の補修工事の中断について

都筑土木事務所で発注した歩道の補修工事について、関係地権者等からの連絡により、民有地を市管理の水路と誤って工事対象とするなど、工事の内容に不備があることがわかりました。

このため、関係地権者にお詫びをし、工事を休止しましたが、工事再開までに時間を要したため、今年度の工事を中断しました。

工事の中断により、地元の皆様に、多大なる御迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

## 1 経緯及び対応

令和2年

- 10月中旬 歩道の補修工事契約を締結、着工。
- 12月上旬 関係地権者及び町内会からの連絡により、民有地を市管理の水路と誤って工事対象としていたことが判明。さらに、隣接する民有地に影響のある擁壁工事について関係地権者に確認していないこと、雨水排水の再検討が必要なことが判明。関係地権者に謝罪して工事を休止。

令和3年

- 1月中旬～2月上旬 関係地権者に修正設計の方針及び内容を説明。
- 2月中旬 工事再開予定を説明。関係地権者から説明不足との指摘を受け、再開を手配していた工事を休止。
- 2月下旬～3月中旬 関係地権者説明会を開催（2回）、関係地権者から、次年度からの工事再開の合意を得た。
- 3月下旬 請負会社と合意の上、工事契約の一部を合意解除して今年度の工事を中断。

## 2 工事中断の原因

- (1) 平成9年に、今回発注した工事の工事対象としていた水路敷を廃止した際、関係地権者に所有権を移転しましたが、その内容が、工事設計時に元とした道水路等境界調査図に反映されていませんでした。このため、民有地を本市所有の水路敷と誤認し、工事を発注していました。
- (2) 民有地に影響のある擁壁工事を、関係地権者に確認せず工事を進めようとしていました。
- (3) 降雨時の状況など現地状況の把握不足があり、雨水排水の処理の再検討が必要になりました。

## 3 再発防止策と今後の対応

- (1) 今回の事案を土木事務所内及び関係部署と共有し、道水路等境界調査図には過去の水路の廃止が反映されていない可能性があることに留意して、工事設計時の注意を喚起します。
- (2) 工事にあたっては、関係地権者への丁寧な説明と現地の状況の十分な確認を改めて徹底します。
- (3) 中断した工事については、令和3年度に実施予定です。

4 中断した工事の契約内容

- (1) 工事名 都筑区荏田東町地内ほか1か所道路補修工事
- (2) 発注者 都筑区都筑土木事務所
- (3) 請負会社 錦興建設株式会社
- (4) 契約金額 52,407,300円

【契約内訳】	【履行済】 (※)
(1工区) 準備工、土工、擁壁工、側溝工、アスファルト舗装工 (2工区) 補修工	(1工区) 準備工 (一部) (2工区) 補修工

※請負会社と締結した一部解除契約に基づき、履行済の部分 (27,461,500円) について支払います。

お問合せ先
都筑区都筑土木事務所副所長 田畑 有紀子 Tel 045-942-0606